

## 第6回農業委員会総会議事録

### 1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和6年5月21日(火)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時00分
- (4) 開催場所 津和野町役場 津和野庁舎増築棟 大会議室

### 2. 出席状況

#### (1) 出席委員

##### ○農業委員

- 2番委員 森元 健一      3番委員 永田 京子      4番委員 三家本雅夫
- 5番委員 有田 和将      7番委員 齋藤 泰彦      10番委員 田中 聖司
- 11番委員 林 靖登

##### ○農地利用最適化推進委員

- 1-2番委員 藤井 隆一      1-3番委員 石橋 康邦      1-4番委員 橋 明子
- 1-5番委員 御手洗 剛      1-6番委員 橋本 六雄      1-7番委員 木村 大輔
- 1-8番委員 増成 孔也      1-9番委員 齋藤 ミサ子      1-10番委員 山田 喜治

#### (2) 遅刻委員

- 9番委員 青木 暢大

#### (3) 欠席委員氏名

- 1番委員 吉田 茂      6番委員 岩本 学      8番委員 前田 生敏
- 1-1番委員 村上 巖雄

#### (4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- 農業委員会事務局長 山下 泰三
- 農業委員会事務局 村上 宏志
- しまね農業振興公社 江上 俊二

### 3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について  
申請番号 6-35号、6-45号、6-60号
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について  
申請番号 6-61号
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について  
申請番号 6-6号、6-7号、6-50号、
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)

#### 4. 議事進行及び顛末

事務局長	只今から第6回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。それでは会長の挨拶を受けて総会を始めさせていただきます。
会長	改めておはようございます。皆、春作業が終わったのではないかと思います。天候が安定せずストーブが欲しいくらい寒かったり、昨日のようにとても暑かったりと体調管理も難しいかもしれませんが健康に気を付けて農作業をしていただけたらと思います。以上です。
事務局長	総会成立宣言ですが、本日は、議席番号1番吉田委員、6番岩本委員、8番前田委員から欠席の連絡を受けています。9番の青木委員は遅れていますが欠席になるかもしれません。推進委員の村上委員も欠席です。農業委員11名中7名の出席であり過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。1番吉田委員さんが欠席ですので、2番森元委員さん、3番永田委員さんよろしくお願いします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-35号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-35号を説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 齋藤ミサ子推進 委員	現地確認の報告を担当地区委員の齋藤ミサ子推進委員さんお願いします。それでは報告いたします。5月17日午前10時30分より●●●●さんと私とで現地の確認を行いました。この度は世代交代ということですので、お父さんは体調を崩して入院をされたりしています。そういったことからお父さんから息子さんの●●さんに所有権を移転するということでした。写真を見ていただきますとそこには柿木、柚子、プラムが植えてある状態でした。今後は、残った場所を管理機で起こして家庭菜園レベルで野菜を栽培したいということでした。周辺等への影響はございません。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは質疑を受けます。
会長	質問ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号6-35号について承認される方は

委員	挙手をお願いします。
会長	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-35号は原案通り承認されました。
事務局	続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-45号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-45号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の石橋推進委員さんをお願いします。
石橋康邦推進委員	5月17日午後5時30分より代理人の方と現地を確認してきました。現地は譲受人が現在も草刈り等管理を行っていることから周辺農地への影響等は無いと思われます。周辺農地は譲受人が栗を植栽しているのでその延長で今後は一緒に管理をしていきますし、その周辺の農地も譲受人が理事長をしている法人が耕作を行っているので問題は無いと思われます。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは質疑を受けます。
会長	質問ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号6-45号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-45号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-60号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号6-60号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の永田農業委員さんをお願いします。
永田京子農業委員	森地区担当の永田です。場所は先程説明にあったとおりです。所有者は町内の申請地近くに住んでおられる●●●●さんでもう高齢の方です。場所はまだやっていますがアンティークドール館の向かい位になります。5月14日午前9時より●●司法書士事務所の●●さんと譲受人の●●さんの3人で現地を確認しました。譲受人の●●さんは申請地の隣に住んでおられて、所有者の●●さんは高齢で後継者もないことから相談したところ●●さんが快く引き受けられたそうです。3～4年前までは耕作をされて

<p>会長 会長 委員 会長</p> <p>委員 会長</p>	<p>いたそうですが現在は県外の息子さんが草刈り等の管理をされておられるようで当日もきれいにされていました。日当たりもよく、今後は果樹や菜園として利用したいとおっしゃっておられました。息子さんも県外から帰ってこられているようで一緒に耕作することを期待されていました。隣接地は住宅ですがそちらの方も了承をされているそうです。奥側は畑がありますが影響はないと思われます。以上です。</p> <p>ありがとうございます。それでは質疑を受けます。</p> <p>質問ありませんか。</p> <p>無し</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-60 号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-60 号は原案通り承認されました。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-61 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-61 号の説明をいたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
<p>事務局</p>	<p>本日、岩本委員が欠席されるということで、昨日、現地確認報告書の提出と説明がありましたのでこちらを代読して報告とさせていただきます。</p> <p>「調査日時につきましては 5 月 16 日午後 5 時 30 分、面接者は●●行政書士事務所●●さんとなっています。現況確認については、本来畑であったが維持管理が出来なくなってきたところに隣接地に所有する建物を賃借していた借家人の駐車場として利用させていた。別紙、始末書に記載されているようにこの時の知識の無さゆえに無断転用していたと説明を受けました。今後はこのようなことが無いようにするという事です。周辺地域との調整等について、西側は畑となっているが境界がきちんとしてあり作物家畜等への被害は無いと思われます。また、地域との調和を図り万が一被害が生じることがあれば自己責任の上自費にて対応するとお聞きしています。」と報告をいただいています。</p>
<p>会長 会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-61 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-61 号は原案通り承認されました。
	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
会長	続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-6 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-6 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の齋藤農業委員さんお願いします。
齋藤泰彦農業委員	5 月 17 日午前 9 時から株式会社●●●●の担当者と現地を確認しました。現場は写真のとおりで管理もされており一部に小屋もあります。設置された後の関係では周辺に水が流れる水路があり水田の水に利用されているのでそれに影響がないようにしてくださいと確認をしたところ造成はしないので問題は無いそうです。あと気になったのが、3-5 ページにある写真の入り口と書いてある場所から下の家に向かって堤からの水路が通っていますので、それが掃除とかできるのかが心配です。影響があるのはそれぐらいかと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、質疑を受けます。
会長	少し聞きますが、家の前は作ってますよね。
齋藤泰彦農業委員	作っています。家の前側がこの水路の水が必要になります。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-6 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-6 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-7 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-7 号について説明いたします。

<p>会長 森元農業委員</p>	<p>・・・議案内容説明・・・</p> <p>現地確認の報告を担当地区委員の森元農業委員さんお願いします。</p> <p>現地確認の報告をいたします。5月17日午前11時に株式会社●●●●の担当者で現地を確認しました。先程説明がありましたとおり、日原駅から県道を益田方面に100m進んだ三叉路を右に曲がり橋を渡った左側の休耕田になります。この地区は水路が破損しておりまして水が無いことから何年も耕作をしていない状況です。譲渡人は一人で暮らしておりまして認知症を発症し昨年11月から老人ホームに入居しております。これまでは草刈等を近所の方に依頼して管理していましたが、現在は隣に住む姪御さんが一部分で家庭菜園レベルの野菜を作っており、草刈り等はこれまで通り近所の方に依頼している状況です。娘さんが東京におられ長男さんは5～6年前に亡くられておりお孫さんが愛知県におられますが、こちらに帰って耕作管理は難しい状況です。担い手の方も見つからない中でこの度の話が出てきて、日当たりもよく双方の考えが一致したため太陽光発電設備として有効活用したいと申請に及んだそうです。許可後、建設までの間の草刈りなどの管理は会社の方で行うそうで、設置後についても、防草ネットを設置するなど近隣に迷惑が掛からないようにやっていきたいと説明がありました。周辺地域との調整ですが、周辺農地への影響はないかと思えます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、質疑を受けます。</p>
<p>会長</p>	<p>質疑ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>無し</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号6-7号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>会長</p>	<p>全員挙手です。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号6-7号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号6-50号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号6-50号について説明いたします。</p>
<p>会長 永田農業委員</p>	<p>・・・議案内容説明・・・</p> <p>現地確認の報告を担当地区委員の永田農業委員さんお願いします。</p> <p>森地区担当の永田です。5月15日9時半から●●行政書士事務所の方と現地を確認しました。先程説明にございましたように場所は京屋クリーニングの真正面にある場所になります。そこは以前から空き地となっているのですがその奥が今回の申請地になります。先程の空き地となっている</p>

	<p>宅地も含めて今回駐車場にされるということです。今回●●建設さんが自己の所有する宅地と含めて整備をされるそうです。周辺に農地がありますが、所有者の方の了承は取られています。駐車場はアスファルト舗装ではなく碎石敷きで周辺にはフェンスを設置するそうです。駐車台数は概ね 20 台で出入口は京屋クリーニング側になります。裏からの出入りはありません。周辺に農地はありますが承諾も取っていますし影響はないと思われま す。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。それでは、質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-50 号について承認される方は 挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 承認について」申請番号 6-50 号は原案通り承認されました。
会長	議案 4 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」
会長	議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条 第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といた します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条 第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたしま す。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間集積計画について確認をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 4 号について質疑を受け付けます。</p>
委員	なし
会長	<p>質疑無ければ、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認につい て」は承認ということによろしいか。</p>
委員	はい。
会長	<p>議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地 利用集積計画の承認について（諮問）については承認といたします。</p> <p>本日提案された議案は以上でございます。</p>

